

記述情報の開示の好事例集2023 金融庁 2024年3月8日（更新）

投資家・アナリスト・有識者が期待する開示を充実化させるための取組み

投資家・アナリスト・有識者が期待する開示を充実化させるための取組み

投資家・アナリスト・有識者が期待する開示を充実化させるための取組み

- 上場企業の開示は、企業規模に関わらず一定水準が期待されており、開示の体制や記載内容が十分でない場合には、少しずつ改善していくことが必要
- 投資家や金融機関等の有価証券報告書の利用者との対話を通じて、利用者の目線を持つことが有用
- 開示の進展のためには、経営陣や取締役会、監査役会等からのコミットが必要
- 有価証券報告書の作成においては、本社部門だけではなく、各部門のトップ層や、現場も関与することが重要
- 取締役会や社外役員からの指摘を当年度の有価証券報告書に反映できるように、時間的な余裕をもつて有価証券報告書のドラフトを取締役会等に提示することが開示の充実化において有用
- 議決権行使の判断においては、政策保有株式をはじめとする様々な企業の状況を把握する必要があるが、株主総会前に有価証券報告書が提出されていない場合には、前年の有価証券報告書を使用せざるを得ないため、当年の有価証券報告書を株主総会前に開示することが重要

コラム（有価証券報告書の株主総会開催前提出^(※)～カゴメ株式会社の取組み～）

(※) 有価証券報告書提出日:2023年3月10日、株主総会日:2023年3月28日

本事例集の公表に先立って開催した「記述情報の開示の好事例に関する勉強会」において、投資家・アナリスト・有識者の皆様から「株主総会での議決権行使を行うにあたって、株主総会開催前に有価証券報告書が提出されることを期待する」とのご意見を頂いたことを踏まえ、実際に株主総会前に有価証券報告書を提出されている、カゴメ株式会社様からお話を伺いましたので、ご紹介させていただきます。

早期開示を行っている経緯・背景

- 当社では、「開かれた企業」という企業理念のもとで、株主様を含むステークホルダーの皆様に対して、積極的かつ迅速に分かりやすい情報を届けていくことを、開示の方針としています。
- こうした中で、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正により、有価証券報告書の株主総会開催前提出が可能になったことを受けて、「株主様には議決権行使に役立つ情報を十分に提供した上で株主総会で議決権行使をいただきたい」と、当時の経営トップが判断し、2012年3月期より早期開示を開始しました。

早期開示を可能にしている理由(どのような工夫を行っているか等)

- 当社は12月決算会社であるため、例年3月に有価証券報告書及び統合報告書を提出しておりますところ、前年の7~8月頃には、経営会議体で開示方針の合意形成を行っています。その後、開示のポイントとなる部分について、経営トップや関係部門と協議を重ねていきながら、前年12月には開示内容のおよそ8割を仕上げることを念頭に、スケジュールを組んで対応しています。
- 最終的に、株主総会開催日の約2週間前に有価証券報告書を提出することを目指しています。

！開示の好事例としての公表をもって、開示例の記載内容に誤りが含まれていないことを保証するものではありません。